

# 輸送の安全に関わる情報の公表

対象期間 令和 6 年 4 月 ~ 7 年 3 月

有限会社西濃ラインホリ

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第二条の2の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表いたします。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保は全てにおいて最優先します。  
関係法令・規則を遵守し、安全安心を第一に職務を遂行します。  
運行の安全に対する姿勢を正し、安全管理体制の継続的な改善を続けます。

## 2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

### A) 前年度の目標 【令和 6 年度】

有責人身事故0件、有責車両事故0件  
健康起因による事故0件  
ゆとりを持った運転をする為に、時間的余裕を持って行動する

### B) 前年度目標の達成度

有責人身事故0件、有責車両事故0件含め、事故は0件達成  
健康起因による事故 0 件達成  
配車遅れ0件

### C) 今年度の目標 【令和 7 年度】

有責人身事故0件、有責車両事故0件  
健康起因による事故0件  
思いやりのある運転のできるプロ乗務員の育成の継続

## 3. 事故に関する統計

全ての事故0件

## 4. 安全管理規程

別途 本社営業所 でご覧になることができます。

## 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

### A) 講じた措置 【令和 6 年度】

法令・規制変更による遵守と、それに伴う点呼や運行管理の確実な実施  
低年式車両 1 台を、高年式車両に入れ替え

### B) 講じた措置の達成度

R6年4月より法令規制が変更になり、その周知と確実な実施を行った。巡回指導では、特に指摘事項もなく、変更に対処することが出来た。  
6月に1台高年式車両に車両入れ替えを行った。

C) 講じようとする措置 【令和 7 年度】

より確実な運行管理を実現する為、教育の徹底（年2回と、必要であれば外部機関による教育）  
運行管理者を1名増やします。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の管理体制

別途 本社営業所 でご覧になることができます。

<https://seino-line.com/>

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施体制

A) 乗務員年間教育 （外部組織の教材を利用し、下記のプログラムで教育を行いました。）

2024年4月	安全運転の心構え	疾病が原因の交通事故と予防	改善基準告示、映像教育①
2024年5月	事業用自動車の法令の理解	危険予知訓練①	安全な曲がり方
2024年6月	特性に合わせた運転①	過労運転とヒューマンエラー防止	身体面の健康管理
2024年7月	適性診断の受診と結果の活用	事故を起こしやすい運転適性と欲求	運転支援装置の留意点
2024年8月	事故の社会的影響	乗降時の旅客の安全確保	緊急時における対応方法
2024年9月	速度と車間距離	情報に基づく安全運行留意点	映像教育②
2024年10月	義務を果たさない場合の影響	高齢者等の安全確保	健康診断の必要性
2024年11月	危険予測運転の必要性	飲酒運転防止の留意点	自然災害時の対応方法
2024年12月	事業用自動車の特性運転	改善基準告示の学習	子供と高齢者の応急手当
2025年1月	事業用自動車の公共性と重要性	冬用タイヤの重要性	運行経路の情報把握、映像③
2025年2月	シートベルトの徹底	歩行者と自転車の行動特性	ヒューマンエラーの防止
2025年3月	事故の社会的影響	危険予測運転の必要性	飲酒運転防止の留意点

B) 運行管理者・補助者教育 （外部組織の教材を利用し、下記のプログラムで教育を行いました。）

運行管理者が学ぶ労働法 （2024年5月）

点呼のやり方の整理 （2024年11月）

C) 上記以外の教育について

無し

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

A) 内部監査

内部監査は、 11 月 に行いました。

内部監査員は経営トップから必要な権限を与えられ、各部門を公正な立場で監査しました。

監査の結果については、 本社営業所 でご覧になることができます。

B) 監査の結果に基づいて講じた措置及び講じようとする措置

必要に応じて、整備に関する外部講師を招いて、乗務員が出来る日常点検をより適切に行うようにする。

9. 安全統括管理者に係る情報

当社の安全統括管理者は、 本社 営業所の責任者が務めております。

令和 7 年 3 月 31 日